



日連発第 23-957-1 号
2024年3月11日

ボーイスカウト都道府県連盟
理 事 長 各 位
県コミッショナー 各 位

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟
総コミッショナー 村 田 禎 章

ビーバースカウト隊指導者の隊長就任資格について

昨今、全団調査からビーバースカウト隊の新任指導者数が年々減少傾向にあり、就任時の指導者訓練修了率も50%程度との結果が出ており、これら指導者不足から、新規入団者の受入れや隊の継続にも影響が出ています。

教育規程に則った当該部門指導者の任命が難しい現状を鑑み、県コミッショナーの判断により以下のとおり加盟登録手続きにおける臨時措置を行うこととなりました。

- (1) ビーバースカウト隊の隊長登録を行う者については、教育規程3-18「隊長及び副長の資格」に規定されている「隊指導者基礎訓練課程の当該部門の訓練を修了した者」を、「当該部門課程別研修」を履修することで隊長登録ができることとする。
- (2) 課程別研修参加にあたっては、加えて当連盟が提供する安全に関する研修を、県連盟が設定した機会に受講したことをもって課程別研修を履修したこととする。
- (3) 基礎訓練課程の修了記章はスカウトコースを履修し（ウオググルの着用）、当該訓練課程の修了認定を受けた者が着用できることとする。
- (4) 上級訓練へ参加する者は、これまでとおり、当該基礎訓練課程の修了日から約1年の実務経験があることとする。

上記の措置は隊指導者訓練体系を変更するものではなく、あくまでも時限的な措置として通達します。

各県コミッショナーにおかれましては、県内の現状把握に努め、訓練計画の策定など必要なご支援をお願いいたします。

以 上